

# 海南市店舗リフォーム工事補助金交付要綱

平成29年6月30日

告示第144号

改正 平成30年4月1日 告示第70号

(趣旨)

第1条 この告示は、海南市の区域内（以下「市内」という。）の小売・サービス業等の店舗への集客力の強化並びに職場環境の維持及び向上を図ることにより、地域経済の活性化に寄与することを目的に、市内の施工業者の施工により店舗のリフォーム工事を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、海南市補助金等交付規則（平成17年海南市規則第32号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 店舗 市内において指定業種の営業の用に供され、不特定多数の者が入りできる施設をいう。
- (2) 併用住宅 住宅部分と店舗部分が一体となった住宅をいう。
- (3) 施工業者 建設業等を営む個人又は法人（市内に事務所又は事業所を有する者に限る。）でリフォーム工事を施工する者をいう。
- (4) 指定業種 日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に基づく小売業、宿泊業、飲食サービス業及び生活関連サービス業で別表第1に定める業種（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項及び第5項に規定する営業を除く。）をいう。
- (5) リフォーム工事 別表第2に定める工事で、次に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。
  - ア 施工業者が施工する工事であること。
  - イ 工事金額（併用住宅にあっては、店舗部分に限定される工事金額に限る。）が10万円（消費税及び地方消費税の額に相当する額を含む。）以上であること。
  - ウ 補助金の交付決定後に着工し、当該年度内に完了する工事であること。
  - エ 施工にあたり、関係する法令等に違反していないこと。

(6) 空き店舗 店舗が閉鎖された日から起算して1箇月以上の間営業をしていないものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 自己の所有する店舗又は自らが賃借している店舗（リフォーム工事について所有者の同意があるものに限る。）にリフォーム工事を行う者であること。
- (2) 個人又は資本金の額が2,000万円以下の法人であって、リフォーム工事完了後の店舗で指定業種を営業するものであること。
- (3) 申請の日の属する年度の前年度分までの市税（国民健康保険税を除く。）を完納していること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及びその関係者でないこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、店舗のリフォーム工事に要した金額（他の補助金を受ける場合は、その額を控除した額）に2分の1を乗じた額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、30万円（リフォーム工事を行う店舗が空き店舗の場合にあつては、50万円）を限度とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、リフォーム工事の着工前に海南市店舗リフォーム工事補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 法人にあつては履歴事項全部証明書の写し
- (2) 法人にあつては直近の決算書の写し、個人にあつては直近の確定申告書の写し（ただし、新規開業の場合はこの限りでない。）
- (3) 申請の日の属する年度の前年度分までの市税（国民健康保険税を除く。）の完納証明書
- (4) リフォーム工事を行う店舗の位置図
- (5) リフォーム工事を行う店舗の評価証明
- (6) リフォーム工事の工事内訳見積書の写し
- (7) リフォーム工事の内容を明らかにする図面

(8) リフォーム工事に係る店舗の所有者の同意書及び当該店舗の賃貸借契約書の写し（申請者が店舗を貸借している場合に限る。）

(9) リフォーム工事を行う店舗が空き店舗の場合にあつては、空き店舗証明書

(10) 暴力団排除誓約書

(11) その他市長が必要と認めるもの

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、海南省店舗リフォーム工事補助金交付決定通知書（様式第2号）又は海南省店舗リフォーム工事補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(交付の制限)

第7条 補助金の交付は、1店舗につき1回限りとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(権利譲渡の禁止)

第8条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付の決定に付した条件に違反したとき。

(3) 店舗のリフォーム工事を実施しないとき。

(4) リフォーム工事の施工方法が不適當であるとき。

(5) 補助金を他の用途に使用したとき。

(6) 前条の規定に違反したとき。

(申請内容の変更)

第10条 交付決定者は、申請内容を変更しようとするときは、海南省店舗リフォーム工事補助金変更申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更（リフォーム工事金額の20%以内の増減をいう。）についてはこの限りでない。

- (1) リフォーム工事の変更内容を明らかにする書類
  - (2) 変更後の工事を行う箇所の施工図
  - (3) その他市長が必要と認めるもの
- (変更の承認)

第 11 条 市長は、前条の規定による変更申請があったときは、その内容を審査し、変更を認めるときは、海南省店舗リフォーム工事補助金変更決定通知書（様式第 5 号）により、交付決定者に通知するものとする。

(申請内容の中止)

第 12 条 申請者は、交付決定後に申請の内容を中止しようとするときは、海南省店舗リフォーム工事中止届出書（様式第 6 号）を市長に提出しなければならない。

(工事完了報告等)

第 13 条 交付決定者は、リフォーム工事の完了後速やかに海南省店舗リフォーム工事補助金完了報告書（様式第 7 号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) リフォーム工事に係る領収書及び施工内訳書の写し
  - (2) 法人にあつては履歴事項全部証明書（交付申請時に提出していない法人に限る）
  - (3) その他市長が必要と認めるもの
- (交付額の確定)

第 14 条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の額を確定し、海南省店舗リフォーム工事補助金確定通知書（様式第 8 号）により交付決定者に通知するものとする。

(交付請求及び支払)

第 15 条 前条の規定により通知を受けた交付決定者は、海南省店舗リフォーム工事補助金交付請求書（様式第 9 号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、交付決定者に補助金を支払うものとする。

(その他)

第 16 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

通番	日本標準産業分類 細分類番号	細分類項目名（業種）
1	5611	百貨店，総合スーパー
2	5699	その他の各種商品小売業（従業者が常時50人未満のもの）
3	5711	呉服・服地小売業
4	5712	寝具小売業
5	5721	男子服小売業
6	5731	婦人服小売業
7	5732	子供服小売業
8	5741	靴小売業
9	5742	履物小売業（靴を除く）
10	5791	かばん・袋物小売業
11	5792	下着類小売業
12	5793	洋品雑貨・小間物小売業
13	5799	他に分類されない織物・衣服・身の回り品小売業
14	5811	各種食料品小売業
15	5821	野菜小売業
16	5822	果実小売業
17	5831	食肉小売業（卵，鳥肉を除く）
18	5832	卵・鳥肉小売業
19	5841	鮮魚小売業
20	5851	酒小売業
21	5861	菓子小売業（製造小売）
22	5862	菓子小売業（製造小売でないもの）
23	5863	パン小売業（製造小売）
24	5864	パン小売業（製造小売でないもの）
25	5891	コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）
26	5892	牛乳小売業
27	5893	飲料小売業（別掲を除く）
28	5894	茶類小売業
29	5895	料理品小売業
30	5896	米穀類小売業
31	5897	豆腐・かまぼこ等加工食品小売業
32	5898	乾物小売業
33	5899	他に分類されない飲食料品小売業
34	5911	自動車（新車）小売業
35	5912	中古自動車小売業
36	5913	自動車部分品・附属品小売業
37	5914	二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）
38	5921	自転車小売業

39	5931	電気機械器具小売業（中古品を除く）
40	5932	電気事務機械器具小売業（中古品を除く）
41	5933	中古電気製品小売業
42	5939	その他の機械器具小売業
43	6011	家具小売業
44	6012	建具小売業
45	6013	畳小売業
46	6014	宗教用具小売業
47	6021	金物小売業
48	6022	荒物小売業
49	6023	陶磁器・ガラス器小売業
50	6029	他に分類されないじゅう器小売業
51	6031	ドラッグストア
52	6032	医薬品小売業（調剤薬局を除く）
53	6033	調剤薬局
54	6034	化粧品小売業
55	6041	農業用機械器具小売業
56	6042	苗・種子小売業
57	6043	肥料・飼料小売業
58	6051	ガソリンスタンド
59	6052	燃料小売業（ガソリンスタンドを除く）
60	6061	書籍・雑誌小売業（古本を除く）
61	6062	古本小売業
62	6063	新聞小売業
63	6064	紙・文房具小売業
64	6071	スポーツ用品小売業
65	6072	がん具・娯楽用品小売業
66	6073	楽器小売業
67	6081	写真機・写真材料小売業
68	6082	時計・眼鏡・光学機械小売業
69	6091	ホームセンター
70	6092	たばこ・喫煙具専門小売業
71	6093	花・植木小売業
72	6094	建築材料小売業
73	6095	ジュエリー製品小売業
74	6096	ペット・ペット用品小売業
75	6097	骨とう品小売業
76	6098	中古品小売業（骨とう品を除く）
77	6099	他に分類されないその他の小売業
78	7511	旅館，ホテル
79	7521	簡易宿所

80	7611	食堂，レストラン（専門料理店を除く）
81	7621	日本料理店
82	7622	料亭
83	7623	中華料理店
84	7624	ラーメン店
85	7625	焼肉店
86	7629	その他の専門料理店
87	7631	そば・うどん店
88	7641	すし店
89	7651	酒場，ビヤホール
90	7661	バー，キャバレー，ナイトクラブ
91	7671	喫茶店
92	7691	ハンバーガー店
93	7692	お好み焼・焼きそば・たこ焼店
94	7699	他に分類されない飲食店
95	7711	持ち帰り飲食サービス業
96	7811	普通洗濯業
97	7812	洗濯物取次業
98	7813	リネンサプライ業
99	7821	理容業
100	7831	美容業
101	7841	一般公衆浴場業
102	7851	その他の公衆浴場
103	7891	洗張・染物業
104	7892	エステティック業
105	7893	リラクゼーション業(手技を用いるもの)
106	7894	ネイルサービス業
107	7899	他に分類されない洗濯・理容・美容・浴場業
108	7911	旅行業(旅行業者代理業を除く)
109	7912	旅行業者代理業
110	7931	衣服裁縫修理業
111	7941	物品預り業
112	7961	葬儀業
113	7962	結婚式場業
114	7991	食品貸加工業
115	7992	結婚相談業，結婚式場紹介業
116	7993	写真プリント，現像・焼付業
117	7999	他に分類されないその他の生活関連サービス業

備考 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項及び第 5 項に規定する営業は、指定業種から除く。



別表第2（第2条関係）

リフォームの内容を問わず対象から除く工事		備 考
増築		
基礎・相当数の主要構造物に工事が及ぶ改築		
床面積の増減を伴う改築		
除却		
公共工事の施工に伴う補償費の対象となる店舗のリフォーム工事		
工事内容		備 考
対 象	屋根の塗替え、葺き替え、防水工事	
	外壁の張替え、塗装工事	
	内壁の張替え、塗装工事	
	天井の張替え、塗装工事	
	フローリングの新設、張替え	
	ガス設備工事	機器の取替えは熱源変更を伴う工事の費用として含まれる場合のみ対象とする。また、都市ガスへの切替え、オール電化工事、太陽光発電工事等に係る費用も対象とする。
	電気設備工事	
	給湯設備工事	
	換気扇・レンジフードの新設	
	防音工事、防音サッシへの取替え	
	断熱工事	
	床暖房工事	
	浴室ユニット・浴槽の新設	
	便器の新設、取替え	取替えは、便器の様式を変更する場合に限る。
	洗面台の新設	
	キッチンユニットの取替え	
	食洗機、オープン等の新設、取替え	キッチンユニット交換に伴うビルトインタイプの機器の設置で、工事の費用として含まれるものに限る。
	内装の張替え	
	部屋の間仕切りの新設、変更	
	ふすま、障子、畳、窓の新設	畳の表替え、裏返しも可とする。
建具・開口部の新設、取替え	建具の取替えは、開口部工事を伴う場合に限る。	
造り付け収納家具の新設、修理		
対 象 部	耐震改修に関する工事	市が実施する他の助成制度を利用している場合は、その補助対象額を除いた金額のみ対象とする
	バリアフリーに関する工事	
	合併浄化槽に関する工事	
対 象 外	車庫、物置、倉庫等の工事	
	門扉、ブロック塀等の外構工事	
	植樹、剪定等の植栽工事	
	雨水浸透柵の設置工事	
	貯水槽、雨水タンク設備の設置工事	
	防犯ライト・カメラの設置工事	
	ハウスクリーニング、排水管清掃等	ここでのハウスクリーニングとは、水まわりのカビ落とし、換気扇の洗浄、フローリングのワックス掛け等をいう。
この表において定めのないもの		この告示の趣旨に基づき、別途市長が判断する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

海南省店舗リフォーム工事補助金交付申請書

海南省長 様

申請者 郵便番号  
住 所

フリガナ  
氏 名

印

（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者名）

電話番号

（昼間連絡が取れる電話番号）

店舗リフォーム工事補助金の交付を受けたいので、海南省店舗リフォーム工事補助金交付要綱第5条の規定により下記の関係書類を添えて申請します。

記

1 事業概要

工事を行う店舗の所在地	海南省	
工事を行う店舗の所有者 （申請者と異なる場合のみ 記入してください。）	住所（法人の場 合は、主たる事 務所の所在地	
	氏名（法人の場 合は、名称及び 代表者氏名）	
申請者が行う業種（日本標 準産業分類の細分類番号及 び細分類項目名を記入して ください。）	細分類番号	
	細分類項目名	
工事の予定期間	年 月 日から 年 月 日まで	
工事の内容（概要を記入し てください。）		

- 2 工事見積金額 円（消費税及び地方消費税を含む）
- 3 補助金申請額 円（1,000 円未満の端数切捨て）
- 4 店舗の種類  単独店舗  併用住宅  テナント店舗
- 5 他の助成の適用  あり（ ）  なし
- 6 添付書類
- 収支予算書
  - 履歴事項全部証明書(法人)
  - 直近の決算書の写し(法人)  直近の確定申告書の写し(個人)
  - 完納証明書
  - 店舗の位置図
  - 店舗の評価証明
  - リフォーム工事の工事内訳見積書の写し（市内施工業者に限る。）
  - リフォーム工事の内容を明らかにする図面
  - リフォーム工事に係る店舗の所有者の同意書（店舗を貸借している場合）
  - 賃貸借契約書の写し（店舗を貸借している場合）
  - 空き店舗証明書
  - 暴力団排除誓約書
  - その他（ ）

様式第2号（第6条関係）

第 年 月 日 号

様

海南市長

海南市店舗リフォーム工事補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった標記補助金については、下記のとおり交付の決定を行ったので、海南市店舗リフォーム工事補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

1. 交付決定額 円
2. 交付の条件
3. その他

様式第3号（第6条関係）

第 年 月 日  
第 年 月 日

様

海南市長

海南市店舗リフォーム工事補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった標記補助金については、下記の理由により不交付の決定を行ったので、海南市店舗リフォーム工事補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

不交付の理由

海南省店舗リフォーム工事補助金変更申請書

海南省長 様

申請者 郵便番号  
住 所

フリガナ  
氏 名

印

（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者名）

電話番号

（昼間連絡が取れる電話番号）

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助金に係るリフォーム工事を下記のとおり変更したいので、海南省店舗リフォーム工事補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1. 変更の概要

リフォームに 要する費用の 見積額	変更前	金	円
	変更後	金	円
変更の内容 及び理由			

2. 変更後の工事額 円（消費税及び地方消費税を含む）

3. 変更後の申請額 円（1,000円未満の端数切捨て）

4. 添付書類

- リフォーム工事の変更内容を明らかにする書類  
（変更後の工事内訳見積書の写し等）
- 変更後の工事を行う箇所の施工図
- その他市長が必要と認めるもの

様式第5号（第11条関係）

第 年 月 日 号

様

海南市長

海南市店舗リフォーム工事補助金変更決定通知書

年 月 日付けで変更申請のあった標記補助金に係るリフォーム工事については、下記のとおり変更を決定したので、海南市店舗リフォーム工事補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

1. 変更決定額 円
2. その他

様式第6号（第12条関係）

年 月 日

海南市店舗リフォーム工事中止届出書

海南市長 様

申請者 郵便番号  
住 所

フリガナ  
氏 名

印

（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者名）

電話番号

（昼間連絡が取れる電話番号）

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助金に係る  
リフォーム工事について、下記のとおり中止したいので、海南市店舗リフォーム工  
事補助金交付要綱第12条の規定により届出します。

記

中止の理由



様式第7号（第13条関係）

年 月 日

海南省店舗リフォーム工事補助金完了報告書

海南省長 様

申請者 郵便番号  
住 所

フリガナ  
氏 名

印

（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者名）

電話番号

（昼間連絡が取れる電話番号）

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助金に係る  
リフォーム工事が完了したので、海南省店舗リフォーム工事補助金交付要綱第13  
条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1. 工事の期間

年 月 日～ 年 月 日

2. 添付書類

- リフォーム工事に係る領収書及び施工内訳書の写し
- 履歴事項全部証明書（申請時に提出していなかった法人）
- その他市長が必要と認めるもの

様式第 8 号（第 14 条関係）

第 年 月 日 号

海南省店舗リフォーム工事補助金確定通知書

様

海南省長

年 月 日付けで完了報告のあった標記補助金について、下記のとおり補助金の額を確定したので、海南省店舗リフォーム工事補助金交付要綱第 14 条の規定により通知します。

記

- |          |   |
|----------|---|
| 1. 交付確定額 | 円 |
| 2. 交付決定額 | 円 |

様式第9号（第15条関係）

年 月 日

海南省店舖リフォーム工事補助金交付請求書

海南省長 様

申請者 郵便番号  
住 所

フリガナ  
氏 名

印

（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者名）

電話番号

（昼間連絡が取れる電話番号）

年 月 日付け 第 号で確定通知があった標記補助金について、海南省店舖リフォーム工事補助金交付要綱第15条の規定により、請求します。

請求額 金 円